

京都市上下水道局職員徽章に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第14号

京都市上下水道局職員徽章に関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員徽章に関する規程の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(この規程の目的)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、上下水道局職員徽章（以下「徽章」という。）の制式、着用その他その<u>取扱</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(徽章の制式)</p> <p>第2条 徽章の制式は次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第3条 この規程において職員とは、上下水道局（以下「局」という。）に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された職員を除く。）及び<u>地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員</u>をいう。</p> <p>(徽章の貸与)</p> <p>第5条 徽章は職員に貸与する。</p>	<p>(この規程の目的)</p> <p>第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、上下水道局職員徽章（以下「徽章」という。）の制式、着用その他その<u>取扱い</u>について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(徽章の制式)</p> <p>第2条 徽章の制式は、<u>次</u>のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>(職員の定義)</p> <p>第3条 この規程において職員とは、上下水道局（以下「局」という。）に勤務する企業職員で常時勤務を要する者（臨時に任用された職員を除く。）及び<u>京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>をいう。</p> <p>(徽章の貸与)</p> <p>第5条 徽章は、<u>職員課長</u>が職員に貸与する。</p>

<p>(<u>徽章の返納</u>)</p> <p>第6条 職員が<u>その資格を失ったときは</u>、速やかに徽章を返納しなければならない。</p> <p>(<u>徽章の紛失</u>)</p> <p>第7条 徽章を紛失したときは、速やかに<u>所属長を経由して管理者に再貸与の申請を行わなければならない</u>。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程実施のための手続その他必要な事項は職員課長が定める。</p>	<p>(<u>徽章の返納</u>)</p> <p>第6条 職員が<u>退職等により職員でなくなったときは</u>、速やかに、<u>徽章を職員課長に返納しなければならない</u>。</p> <p>(<u>徽章の再貸与</u>)</p> <p>第7条 職員は、<u>貸与された徽章を損傷又は紛失したときは</u>、速やかに、<u>職員課長に再貸与の申請を行わなければならない</u>。</p> <p>(補則)</p> <p>第9条 この規程の<u>実施のための手続その他</u>必要な事項は、<u>職員課長が定める</u>。</p>
--	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年12月23日京都市条例第25号）附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の京都市上下水道局職員徽章に関する規程の規定を適用する。

(上下水道局総務部職員課)